

# 令和4年度第1回岡山県私立学校審議会議事録

1 日時:令和4年8月2日(火)13:30~15:30

2 場所:ピュアリティまきび(岡山市北区下石井2-6-41)

3 出席委員:杉本委員、竹井委員、豊岡委員、蜂谷委員、早瀬委員、平田委員、光岡委員、秋山委員、  
金光委員、川口委員

4 議事録署名委員:竹井会長、平田委員、秋山委員

## 5 議事内容

(1) 過半数の委員出席により会議の成立を確認

(2) 会長の選任

委員の改選に伴い、互選により満場一致で竹井委員を会長として再任した。

(3) 諮問事項について以下のとおり審議

### ① 倉敷中央看護専門学校の目的変更認可について

➤ 申請内容

・学則第一条に定める目的を変更する。

(有能な看護師を養成 → 、社会に貢献できる人材を育成 )

➤ 質疑・意見

・今年度から看護学科の教育課程が大きく変わり、地域との連携を求める要素も盛り込まれたことから、時宜を得た改正だと考える。

・あえて「人材」と範囲を広げた学校側の意図は何か。

→「看護師という視点だけではなく、より広い視点で人材を育てたい」という思いがあつての変更だと学校から聞いている。

➤ 結果

認可が適当(全会一致)

### ② 同心幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可について

➤ 申請内容

・園全体の定員:220人 → 240人(満3歳児クラス20人 → 40人 )

・学級数 : 7 → 8

➤ 質疑・意見

・職員の数は、これに合わせて増やさないのか。

→ 令和5年4月から新規採用を増やすと聞いている。

➤ 結果

認可が適当(全会一致)

### ③ 山陽学園高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について

【山陽学園高等学校長の豊岡委員退席での審議・採決】

#### ➤ 申請内容

- ・収容定員 600人 → 750名 (1学年 200人 → 250人)

#### ➤ 質疑・意見

- ・定員を増やすが学級数を増やさないのは、そもそも現在の定員に対する学級数が多く、ゆとりのある一クラスあたりの生徒数になっているので、この度、一学年あたりの定員を増やして一クラスあたりの生徒数が増えても、基準を満たしているということか。

→ そのとおり。

- ・教員の増員計画はどうなっているのか。

→ 令和7年度までに教員も増員する予定である。令和3年度の57名(中学高校の合計)から増員し、令和7年度は65名の配置となる。

#### ➤ 結果

認可が適当(全会一致)

### ④ 岡山県美作高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について

【岡山県美作高等学校長の早瀬委員退席での審議・採決】

#### ➤ 申請内容

- ・普通科(全日制) 一学年あたりの定員 : 250人 → 270人

#### ➤ 質疑・意見

- ・現在の定員が750名にもかかわらず、令和3年度は894名、令和4年度は882名の在籍生徒数がある。運動場面積などの基準に合致しているのか。

→ 校舎は900名弱までは収容可能。運動場は定員にもかかわらず8400㎡以上という基準を満たしている。

- ・広い施設を持っているのに、今まで定員を750名に抑えていたのはなぜか。

→ 全国的な子どもの人口の減少傾向・美作地域の子どもの人口・美作地域の高等学校の数等から考えて、定員を抑えていた。

- ・作陽高等学校の令和4年度現在の在校生は415名。来年度から作陽高等学校が移転するのに合わせて、その受け皿になるのなら、定員を810名といわず、もっと増やすべきではないか。

→ 作陽高等学校と美作高等学校は特色が異なるため、生徒の奪い合いは発生しにくかった。作陽高校に行きたかった子どもの多くが美作高等学校を選ぶとは考えにくいため、定員の増加人数は抑制している。

- 結果  
認可が適当（全会一致）

## ⑤ 岡山理科大学附属高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

- 申請内容
  - ・協力校3カ所を廃止する。
  - ・通信制教育と連携し教育を行う施設を通信教育連携協力施設として定め、その名称、所在地、本校定員に対する内訳定員数等を学則上に明記する。
- 質疑・意見
  - ・同時に面接を受ける生徒数は「40人を超えてはならない」と定められているのに、海外の協力施設の定員は45名となっているが、どうか。
    - 面接指導は海外の学習等支援施設で行うのではなく、来日してもらって、日本の本校で集中的にスクーリングを行う。
  - ・「学習等支援施設」とは具体的に何をやる施設か。
    - 通信制では、生徒が課題をやって学校に送り、それを学校が添削して生徒に返すという添削指導が基本だ。その添削指導に向けた学習の支援を行う施設だ。
  - ・協力校3校が廃止されるのはなぜか。
    - 生徒がいないため廃止すると聞いている。
  - ・私学団体の全国大会では、「全日制の学校の定員が充足されていない状態の中で、通信制が増え、生徒の取り合いになっていて全日制の経営を圧迫している。」という意見がよく出る。
  - ・大阪や東京など都市圏では、全日制高校に行かず通信制高校へ行って塾で学力を補い大学に行くという選択肢もあると聞く。
  - ・広域通信制高等学校は、設置認可はしてもその後の運営状況の追跡がなかなかできていない。認可するだけでなく、学校運営を引き続き監督することが必要だ。
    - 現状として、「教育の質の保証」の観点から施設等をきちんと整備して明確にしようという改正が行われた。岡山県が認可した学校であれば、全国各地にあるその協力施設も、責任を持って岡山県が指導し、管理するということになっているが、全国的にもやはりそれは難しいという状況になっている。
  - ・まだ国の審議の結論は出ていないが、県としてはそこまで責任を持って行うのは困難だという意見も出ている。国としてどうしていくかを確認すべきだ。
  - ・通信制の高校を選択した生徒も、きちんとした教育を受けられる仕組みを国は作らなくてはならないし、我々としてもその点が心配だ。

- 結果  
認可が適当（賛成多数）

#### ⑥ 興譲館高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

- 申請内容
  - ・通信制教育と連携し教育を行う施設を通信教育連携協力施設として定め、その名称、所在地、本校定員に対する内訳定員数等を学則上に明記する。
- 質疑・意見
  - ・収容定員 240 人に対し、生徒数が 6、70 人で開きが大きい問題はないか。  
→ 定員については、広域通信制の課程においては 240 人以上とすることとなっており、原則それ以下の規模にすることができない。生徒数については収容定員を目指して募集活動をやっているものの、難しい状況と聞いている。
  - ・学則上に「学習センター」とあるが、その学校独自の名称では、それがどのような施設か読み取れない。法令で定められた正式名称にするよう指導してはどうか。
  - ・学則に記載する場合は、定義が曖昧な名称は避けるべきだ。
- 結果
  - ・条件付きで認可が適当（条件：学則上に記載する名称は法令上の正式名称にすること）  
（全会一致）

#### ⑦ 鹿島朝日高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

- 申請内容
  - ・技能教育施設 2カ所 → 3カ所
  - ・面接指導実施施設 91カ所 → 100カ所（12カ所を追加し3カ所を廃止）  
各施設の定員を明記する。
  - ・学習等支援施設の所在地等の情報及びその定員の記載（378施設）
- 質疑・意見
  - ・教員が48名のうち兼務が31名とあるが、この兼務者はどこが本務か。また非常勤441名はどこで雇用されているのか。  
→ 本務については、この学校法人が別に設置している中等教育学校が本務になっている。非常勤の職員は、全国の各施設に配置されている。
  - ・学習等支援施設の一覧があるが、学習塾グループの名称が非常に多い。学習等支援施設として塾が適切かどうかはどう考えるのか。  
→ 塾については、これまでも「サポート校」として、学習支援を行ってきており、学習等支援施設としての役割を果たしてくれるところを設定している。

- ・この資料だけでは、施設の内容やその背景がわからない。  
「現状があるのだから、このまま認める。」というのは無責任と思われる。質の向上・維持のために事務局はどう考えているのか。現地調査に行くべきではないのか。  
→全施設を確認するのが理想だが、全国に施設があるので、現実にはできていない。  
県内施設であれば、労力をかければ確認できると思うが、全国各地や海外に施設があるとそこまではできていないというのが実態だ。全国にまたがるものは、文科省が中心になってやるべきとの考えもある。本校がある都道府県がその学校の全施設を指導するようになっているが制度的にどうかとの考え方もある。各県がお互いに協力しあって行う方法もあるかと思う。何か問題があってからはいけないので、国がどういう対応を考えているか、投げかけてみたいと考えている。
  
- ・学校でどのような教育が行われ、その結果どうなったのかがわからないから、非常に心配している。  
→ 令和4年3月の進路実績として、大学進学が全体の28%、専修学校各種学校への進学が23%、就職が8%、未定が約41%だ。「未定」の内訳には、例えば海外の大学への留学や進学のための浪人、有期雇用労働者、アルバイト、あるいは専業主婦などを含み、全員進路が決まっていないというわけではない。
  
- ・広域通信制の高校については、審議会で視察を行うなど協力はできる。現地を見に行くべきだ。  
→ 今年度は全日制の高校は全校訪問調査を行っている。広域通信制の高校についても本校については訪問して話を聴いてみたいと思う。

➤ 結果

認可が適当（賛成多数）

⑧ 滋慶学園高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

➤ 申請内容

- ・通信制教育と連携し教育を行う施設を通信教育連携協力施設として定め、その名称、所在地、本校定員に対する内訳定員数等を学則上に明記する。
- ・使用施設の名称変更について記載内容を変更する。

➤ 質疑・意見

・特になし

➤ 結果

・認可が適当（全会一致）

⑨ ワオ高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について

➤ 申請内容

- ・面接指導実施施設 49カ所 → 55カ所（7カ所を追加し1カ所を廃止）
- ・通信制教育と連携し教育を行う施設を通信教育連携協力施設として定め、その名称、所在地、本校定員に対する内訳定員数等を学則上に明記する。
- ・施設の所在地の変更について記載内容を変更する。

➤ 質疑・意見

- ・ここは認可して間もない。その後の状況はどうか。
  - 昨年度、文部科学省がこの学校の視察を行うことがあり、当県も同行した。文科省職員に加え、高校通信制教育に関して専門的な知識・経験を有するアドバイザーも訪れ、現地の確認の他、改善点などのアドバイスをしていただいた。新しくできた高校なので、訪問前は実態としてどうかと心配していたが、調査を行ってみるとまじめに取り組んでおり、運営については、問題ないとのコメントもいただいた。

➤ 結果

認可が適当（全会一致）